

陳 情 書

令和 5 年 5 月 30 日

上越市議会議長 石田 裕一 様

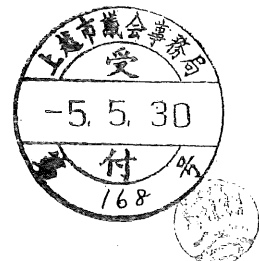
「地域独自の予算」について、補助金制度に一本化することを求める陳情書

1 陳情の趣旨

「地域独自の予算」について、市民が使いやすく且つモラルハザードの発生を防止するために、補助金制度に1本化することを求めるものです。

2 陳情の理由

「地域独自の予算」は、補助金制度なのか、それとも事業の提案制度なのか判然としません。現行はその両面を併せ持つ事業として位置付けられていますが、体系的に異なるスキームを同居させたうえで並立運用する制度設計は、そもそも制度論として成り立つかどうか疑問があります。また、地域協議会が提案権を行使する点についても、条例に規定される地域協議会の権限との整合性に疑義があります。加えて、総合事務所の立ち位置が曖昧なため、随所でモラルハザードに陥る危険性を孕んでいます。こういった点を明確にしたうえで、補助金制度に一本化し、公正な制度にされることを求めて陳情した次第です。



地域独自の予算事業について、補助金制度に1本化することを求める陳情書

中川市長肝いりの政策である「地域独自の予算」は、補助金制度なのか、それとも事業提案制度なのか、位置づけが判然としません。概要説明によると、3年後には上限7割の補助率と明言する一方で、地域協議会や総合事務所による事業提案をも認める方針が示されました。ひとつの事業について、性格の異なるスキームを同居させたうえで並立運用する制度設計は、そもそも制度論として如何なものでしょうか。甚だ疑問です。

条例は、地域協議会に関し、意見を述べるができる機関として規定しています。実施主体の立場にないことは明白ですが、事業を提案する権限の有無については特に整理されていません。法理は言うまでもなく、意見書の形態で提出し、市長等に適切な措置を促すところにあります。「地域独自の予算」事業を使った提案権行使は、条例との整合性において再考の余地ありと指摘します。

総合事務所についても、この事業を活用して自ら提案できる上に、団体の計画案づくりにパートナーとして参画することが可能な仕組みになっています。その一方で、査定の第1関門は総合事務所と説明するなど制度設計が非常に曖昧です。また、ハード事業は認めないと明記しながら、それとなく容認したケースも散見します。査定する側と、提案者や実施団体が混沌とした運用は、モラルハザードに陥る危険性を孕んでいます。

地域協議会はこれまで、決裁権がないにもかかわらず、地域活動支援事業の査定を担ってきました。市は、「最終的に市が決定することから運用の範囲」と釈明されますが、地域協議会の決定が全面的に支持されてきた実態に照らして合理性を欠いています。この際、「地域独自の予算」は、条例違反と非難されても仕方がない活動を続けてきた地域協議会の自戒を込め、補助金制度に一本化するよう強く求め陳情します。